

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

東海地震に関連する情報発表

気象庁による24時間観測体制のもとで異常値が発見されると、次のように情報が提供されます。

東海地震 予知情報 (カラーレベル/赤)

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表されます。

「警戒宣言」が発せられると

- 地震災害警戒本部が設置されます。
- 津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒し、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動してください。

東海地震 注意情報 (カラーレベル/黄)

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。

東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます。

- 必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます。
 - 救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。
- 住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動してください。



東海地震に 関連する 調査情報 (カラーレベル/青)

臨時

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表されます。

- 防災対応は特にありません。
 - 国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます。
- テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常どおりお過ごしください。

定例

毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表

- 防災対応は特にありません。
- 日ごろから、東海地震への備えをしておきましょう。

注意! 予知ができない場合も…

前兆現象が小さくて観測できない場合や前兆現象から地震発生までが急激に進行し、時間的に余裕がない場合なども想定されます。これらの場合、注意情報や予知情報が発表されないまま地震が発生することもあるので、日ごろからの防災対策が重要です。



各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。

警戒宣言時の対応(強化地域内)

避難

- ・避難対象地区の方は、指定されている避難地(原則として屋外)へすみやかに避難
- ・避難対象地区以外の方は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動

ライフライン

- ・飲料水・電気・ガスは供給継続

電話

- ・一般通話利用制限あり(警戒宣言前の段階から「災害用伝言ダイヤル171」を提供)

鉄道・地下鉄

- ・強化地域内への進入を禁止、最寄の安全な駅に停車
- ・震度6弱未満、津波なしの地域では、安全に運行可能と判断した場合は、運行継続可 ※JR東海の新幹線：名古屋～新大阪間の運行継続

バス・タクシー

- ・運行中止(安全な場所に停止し、旅客に避難地を教示)

船舶

- ・入港制限、港内停泊中の船舶の移動

一般道路・高速道路

- ・走行は極力抑制・流入を極力制限(流出は制限無し)
- ・インターチェンジからの流入制限・強化地域内への流入制限(流出は制限無し)

金融機関

- ・一部のオンライン稼働を除き営業中止
- ・普通郵便局、集配特定郵便局は郵便貯金の払渡しの窓口取扱い(通常の営業時間内)を行う

百貨店・コンビニ等

- ・原則営業中止・耐震性を有するなど安全性が確保される場合は、営業を継続できる

病院

- ・原則外来診療中止・耐震性を有する病院は診療を継続できる

学校

- ・東海地震注意情報が発表された場合、授業中止、児童・生徒等は下校(保護者引渡し)

県の施設

- ・県民が利用する施設は、東海地震注意情報が発表された場合、原則として閉館する